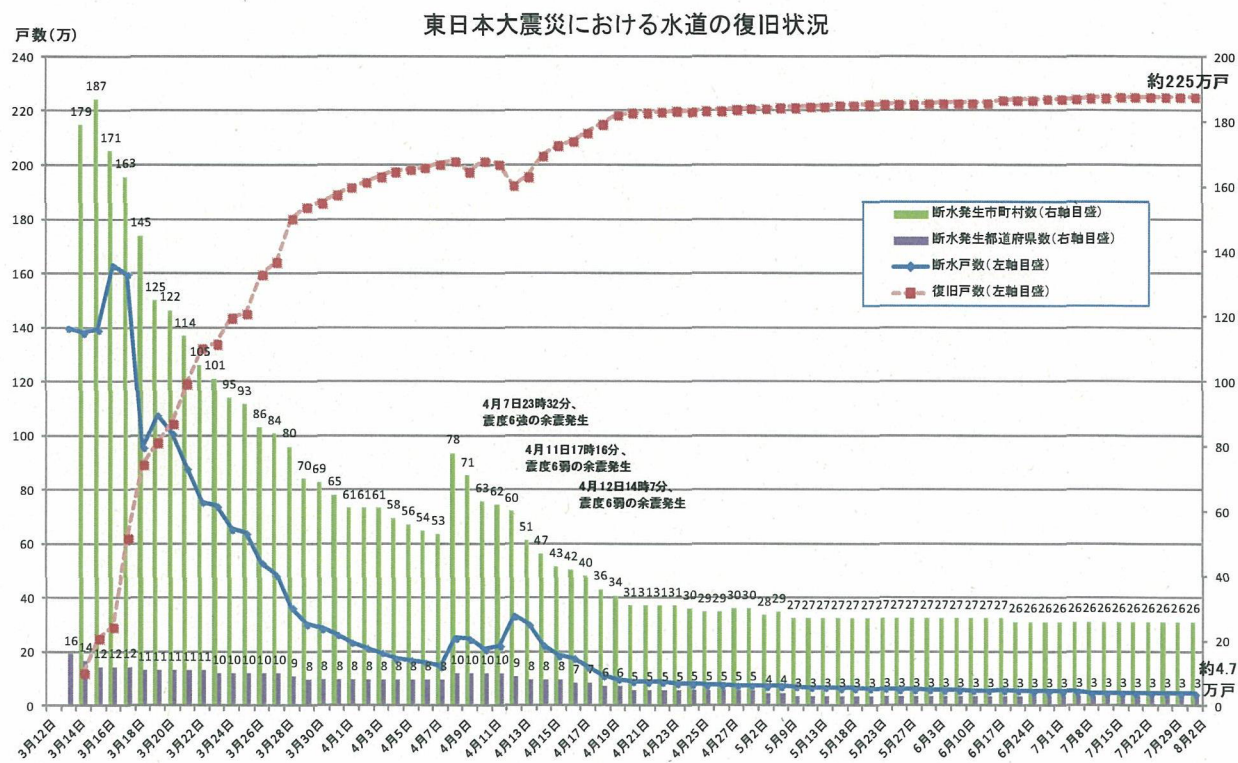


Ⅲ 震災対応（東日本大震災対応の被害状況と対応について）

－現段階での暫定的な認識・評価を示すものである。



1. 震災対応の状況（主に厚生労働省水道課関連）

■ 3月

3月11日

○水道関係担当学会議（東日本）の開催（開催中に震災発生、会議途中で中断）

3月13日

○東京電力より14日から実施する計画停電の発表

3月19日

○原発事故に伴う放射性物質に対する水道の対応方針について（通知）

①指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg 放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること

②生活用水としての利用には問題がないこと

③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと

3月20日

○東日本大震災水道復旧対策本部第1回会合

特別本部設置を決定し、被災地の応急給水、水道の復旧について情報交換

3月21日

○福島県飯舘村飯舘簡易水道事業で飲用制限

3月22日

○福島県伊達市月舘簡易水道事業、川俣町水道事業、郡山市上水道事業、南相馬市原町水道事業、田村市水道事業で飲用制限

3月23日

○東京都金町浄水場で放射性ヨウ素 210Bq/kg の測定結果公表

3月26日

○東日本大震災水道復旧対策本部第2回会合

応援給水や水道復旧のための技術者派遣や車両の燃料調達方法について情報交換し、必要な改善方策を検討

○降雨時の対応について（通知）

水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知

3月31日

○水道水質の検出状況の報告依頼（通知）

厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼

■ 4月

4月4日

○モニタリング方針等（通知）

水道水中の放射性物質に関する指標等について、①当分の間、現行の指標等を維持すること、②水道水中の放射性物質のモニタリング方針、③検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方等を公表するとともに、各水道事業者等へ通知（4月4日）

4月5日

○東日本大震災水道復旧対策本部第3回会合

現地の復旧の進捗状況について情報交換し、水道水中の放射性物質のモニタリングについて意見交換

4月19日

○厚生科学審議会生活環境水道部会の開催

原子力発電所の事故を受けた水道水中の放射性物質に関する取組を報告、審議し、「水道水における放射性物質対策検討会」の設置を決定

4月22日

○東日本大震災水道復旧対策本部第4回会合

現地の復旧の進捗状況について情報交換し、津波による被災地域の復興方策及び水道水における放射性物質対策について意見交換

4月25日

○水道水における放射性物質対策検討会（第1回）の開催

・水道事業者等の取組状況を報告するとともに、水道水への放射性物質の影響メカニズムを検討

4月28日

○食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況（通知）

関係都県の報告を基に厚生労働省で取りまとめた内容を関係都県に通知

■ 5月

5月2日

○平成23年度補正予算（第1号）成立。水道施設の災害復旧費160億円を計上。

○「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）が公布され、同日施行された。特定被災地方公共団体における水道施設の災害復旧に係る補助率（現行1／2）を80／100から90／100に嵩上げされた。

○東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助について（通知）別紙「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」により交付の対象を定める。

5月13日

○東日本大震災水道復旧対策本部第5回会合

5月8～11日に派遣された水道関係者による現地調査団から現地の状況や被災事業体の取組み状況等について報告、今後の復旧・復興への支援策や課題について意見交換

5月26日

○水道水における放射性物質対策検討会（第2回）を開催

水道水への放射性物質の影響メカニズム、水道水中の放射性物質の低減方策、及びモニタリング結果を踏まえた中長期的な取り組みについて検討（5月26日）

■ 6月

6月13日

○水道水における放射性物質対策検討会（第3回）を開催

放射性物質の水道水への影響メカニズムや水道水中の放射性物質の低減方策に関する「水道水における放射性物質対策中間とりまとめ」について検討（6月13日）

6月16日

○浄水発生土の取り扱いについて（通知）

原子力災害対策本部が「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」をとりまとめたことを踏まえ、浄水発生土について本考え方に沿った適切な取扱いがなされるよう関係都県及び水道事業者等に通知

6月21日

○水道水における放射性物質対策検討会の検討成果を「水道水における放射性物質対策中間とりまとめ」として公表、通知

6月30日

○厚生科学審議会生活環境水道部会を開催

「水道水における放射性物質対策検討会」の中間とりまとめを踏まえ、東日本大震災に係る水道関係の最近の動き等について報告、審議するとともに、今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について審査し、了承。同日、モニタリング方針を各水道事業者等へ通知（6月30日）

■ 7月

7月28日

○「放射性物質が検出された浄水発生土の処分状況等について」をプレス発表

6月16日に原子力災害対策本部から「考え方」が示されて以降の関係都県の浄水発生土の処理状況等について調査を行い、その結果をとりまとめて公表。

2. 東日本大震災の被害状況（内閣府11月1日発表等）

- ・死者 1万5,829人
- ・行方不明 3,686人
- ・建物全壊 11万9879戸 半壊 18万6863戸
- ・避難者 7万1358人（ピーク時約40万人）
- ・停電所帯 800万戸
- ・断水所帯 180万戸（推定）
- ・被災総額 16兆円～25兆円（内閣府推計）
- ・津波：波高 9.3m以上、遡上高40m超

3. 広義の東日本大震災と危機管理対応

今回の東日本大震災は、気象庁の発表によれば、余震を含め、銚子沖から岩手県・青森県境沖までの範囲になる。しかしながら、少なくとも行政対応としては、長野県や新潟県、静岡県においても同時期に相当規模の震災が発生したものを含めた、いわば広義の東日本大震災の対応を求められることとなった。

この中で、①地震（動）による直接被害、②津波、③火災、④大規模停電、断水等、⑤原子力災害、⑥計画停電、⑦広域放射性物質汚染（食品、水道水、廃棄物処理）、⑧物資、燃料不足、といった多様な危機管理対象に対応する事態となった。

阪神淡路大震災当時に比べ、これ以降の度重なる震災の経験もあって、国、県、市町村とも危機管理体制は進歩を果たしていたと思われるが、それ以上に、『多様、甚大、広域』な大震災であったと認識している。

4. 放射性物質汚染対策特別措置法について

環境省を中心に放射性物質による環境汚染に対処する内容の特別措置法が成立した。

- ①環境大臣が基本方針案を策定、閣議により決定。
- ②環境大臣が廃棄物、土壌等の処理基準を策定。
- ③国が環境監視体制を構築、実施。
- ④国による特定廃棄物の処理の実施、国等により土壌等の除染を実施。
- ⑤費用負担については、原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施

5. 現段階の評価・認識

- ・水道耐震化の確かな効果
- ・津波に対する水管橋等の脆弱性
- ・低地・海岸近傍の水源の弱さ、復旧の遅れ
- ・自助、共助、公助の全体組み立て、減災への共通認識の構築
 - 事前対策は費用、事後対策は人員体制
- ・組織基盤整備
 - 広域化・組織強化の必要性